

裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name and Address]

処 分 庁

横浜市保土ヶ谷福祉保健センター長

審査請求
にかかる処分

平成 21 年 11 月 20 日付け保護変更決定
処分（収入認定）

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号。以下「法」という。）による上記
処分に対し、平成 22 年 1 月 20 日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請
求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る横浜市保土ヶ谷福祉保健センター長が行った保護変更決定処
分（収入認定）については、これを取り消す。

理 由

1 事 実

審査請求人 [Redacted]（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審
査請求書及び反論書、横浜市保土ヶ谷福祉保健センター長（以下「処分庁」とい
う。）から提出された弁明書及び関係書類、並びに審査庁職員をして調査させた
結果に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成 16 年 1 月 26 日、処分庁は請求人に対し、法に基づく保護を開始した
こと。
- (2) 平成 21 年 7 月 10 日、請求人は、[Redacted]（以下「
[Redacted]」という。）より、移転費用（前払い金）202,000 円を受領したこと。
- (3) 平成 21 年 7 月 29 日、請求人は、建替後の [Redacted]（以下「新居」と
いう。）に係る敷金 132,300 円、8 月分（8 月 17 日から 8 月 31 日分）の日割
家賃 23,500 円及び日割共益費 2,350 円を [Redacted] に支払ったこと。
- (4) 平成 21 年 9 月 7 日、請求人は [Redacted] より、建替前の [Redacted]

7

(以下「旧居」という。)に係る敷金 132,300 円から、8 月分 (8 月 1 日から 8 月 16 日分) の日割家賃 24,370 円及び日割共益費 800 円が精算された 107,130 円を受領したこと。

(5) 平成 21 年 9 月 15 日、請求人は、新居に転居したこと。

(6) 平成 21 年 9 月 30 日、[REDACTED] は、請求人の口座に移転費用 (後払い金) 200,000 円を振り込んだこと。

(7) 平成 21 年 10 月 15 日、請求人は処分庁に対し、(2) の事実により受領した移転費用 (前払い金) 202,000 円及び (4) の事実により受領した旧居に係る敷金 107,130 円について記した収入申告書を提出したこと。

(8) 平成 21 年 11 月 20 日、処分庁は、(7) の事実により収受した収入申告書に基づき、旧居に係る敷金 132,300 円から 8 月分 (8 月 1 日から 8 月 16 日分) の日割家賃 24,370 円を控除した 107,930 円 (以下「当該返還金」という。) のうち、8,000 円をこえる額 99,930 円について、分割し収入認定する保護変更決定処分 (以下「本件処分」という。) を行ったこと。

2 請求人の主張

請求人は、転居先の住居環境がそれまでとは大きく異なることから、[REDACTED] から収受した移転費用のみでは転居に伴う生活必需品の購入をまかなうことがきわめて困難であるとの見通しから頭を悩ませている状況にあるにもかかわらず、法第 4 条の保護の補足性の原理にのっとり、当該返還金を収入認定したことは失当であり、本件処分は不当である。

よって、本件処分の取り消しを求める。

3 処分庁の主張

当該返還金が収入認定の対象となるのは、法第 4 条の保護の補足性の原理に沿ったものであり、また「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 問 (第 7 の 31) に明記されており、収入認定の手続きに何ら瑕疵はない。

なお、請求人が支払った新居に係る敷金については、今後、請求人が受領した移転費用を法第 63 条に基づき返還決定する際に、返還対象としない取扱いをする予定でいる。

よって、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実及び請求人、処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

法による保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度」（法第8条第1項）において行われ、その基準は、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」（同条第2項）とされている。

転居等により、敷金が返還される場合の返還金の取扱いについては、課長通知問（第7の31）において、「当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。（中略）なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。」とされている。

被保護世帯の収入は、保護に優先し、まずその最低生活の維持のために活用されるべきものであるが、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合もでてくるため、収入として認定しない場合があり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-（3）において列挙されている。そのうち、次官通知第8-3-（3）一オにおいて、収入として認定しないものとして、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」が挙げられている。

自立更生のために当てられる額の認定基準については、課長通知問（第8の40）答（1）により、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費」と示されている。

これを本件処分についてみると、処分庁は請求人に対し、新居への転居に際し必要な敷金等の支給を行っていないことが認められる。

このことについて、処分庁は、新居に係る敷金等については、請求人が受領した移転費用を法第63条に基づき返還決定する際に、返還対象としない取扱いとす

る予定である旨を主張している。

しかしながら、処分庁の主張のとおり、今後、請求人が受領した移転費用合計402,000円の返還決定をする際に、新居に係る敷金等の費用を控除したとすると残余額は減少し、結果的に「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費」、すなわち自立更生のために当てられる額として考慮できる額は減少し、請求人にとって著しい不利益となることは必然である。

これらより、新居への転居に際し必要な敷金等について住宅扶助を適用することなく、当該返還金を収入として認定した本件処分は、適当であるとは言い難い。

以上により、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年4月21日

神奈川県知事

松沢 成文

